

千葉県告示第991号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年12月4日

千葉市長 神谷俊一

開設者の氏名	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
株式会社 ドットライン	千葉県美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビジネス ガーデンマリブウ エスト 29 階	夢のまち桜木訪問 介護事業所	千葉県若葉区桜木 7-19-3 内山ビル 202	令和5年12月1日
社会福祉法人 泉寿会	千葉県若葉区 中田町 1044-55	居宅介護支援 センター小倉町 いずみ苑	千葉県若葉区 小倉町 1325-1	令和5年12月31日